豊岡市立豊岡北中学校におけるインターネットの利用に関する要項

1.目 的

豊岡市立豊岡北中学校におけるインターネットの利用に関し個人情報を保護するとともに、生徒にネットワーク利用における基本的な情報モラルを身につけさせる観点から、必要な項目を定める。

2.インターネットの利用の基本

インターネットを利用するにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 生徒及び関係者の個人情報の保護に努める。
- (2) 生徒の情報活用能力の育成を図る。
- (3) 開かれた学校の推進に努める。
- (4) 国際理解教育の推進に努める。
- (5) その他、総合学習の視点からの教育推進に努める。
- 3.インターネットの主な利用形態は、次のようなものがある。
 - (I) 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページを介して発信すると同時 に、意見等を受信する。
 - (2) 学習に関連する情報を検索したり、関連する質問を送り、回答を得る。
 - (3)授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
 - (4) 電子メールにより、国内及び海外の都市・学校等との交流を行う。

4.個人情報の発信とその範囲

インターネットを利用して生徒の個人情報を発信する場合には、本人および保護者の同意を得ることを前提とし、教師の指導のもとに発信する。

その際、以下の点について留意する。

(1) 氏名

原則として姓を用い、名は使わない。ただし、同名の場合は名の一部を () で表記する場合がある。

(2) 意見・主張等

生徒の意見、考え、主張については教育上の効果が認められる場合に限り発 信することがで きる。

(3) 写真

生徒の写真を使う場合は、顔と名前が一致する公開の仕方はしない。

(4) その他の個人情報

住所、電話番号、生年月日、趣味、その他の個人情報は、発信しない。

ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて自己紹介程度の個人情報を 発信することがある。

5.教師による指導の徹底

ネットワーク利用における情報モラルについて次のように指導を徹底する。

- (I) インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮する など基本的モラルの養成する。
- (2) 生徒が発信するウェブページのデータは校内で集約し、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- (3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

6.インターネット推進委員会

学校長は、インターネット利用の適正化と推進を図るため、校内にインターネット推進委員会を置く。推進委員会は次の事項を協議する。

- (1) インターネットの取り扱いにかかわる基本的事項
- (2)情報の登録・更新・抹消の審議
- (3) その他、インターネット利用の推進に係わる基本的事項

7.取扱責任者

学校長は、インターネットの利用の適正化と推進を図るため、インターネット取扱責任者を置き、 教師をこれに充てるものとする。

本要項を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

「日高東中学校におけるインターネットの利用に関する要項」、等を参考にさせていただきました。